

広島県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成三十一年広島県告示第三十七号	
所在地		広島県尾道市因島田熊町黒崎及び同市因島田熊町釣ヶ浜地内	
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害発生原因の自然現象の種類	区域の名称	土砂災害発生原因の自然現象の種類
船附（四九八八―三）	急傾斜地の崩壊	船附（四九八八―三）	急傾斜地の崩壊
釣ヶ浜（三二七一）	急傾斜地の崩壊	釣ヶ浜（三二七一）	急傾斜地の崩壊